

## 不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	環境局環境管理部環境管理課（土壌汚染対策グループ）（06-6615-7926）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	形質変更時要届出区域内における土地の形質変更届出に対する計画変更命令
概要	<p>土壌汚染対策法では、形質変更時要届出区域内において土地の形質変更をしようとする者は、形質変更着手する日の14日前までに、当該土地の形質変更の種類等について届け出なければなりません。この届出があった場合において、土地の形質変更の施行方法が基準に適合しないと認めるときは、届出を受理した日から14日以内に限り、土地の形質変更に関する計画の変更命令を行います。</p>
根拠法令等 及び条項	<p>土壌汚染対策法第12条第5項 土壌汚染対策法施行規則第53条 (<a href="https://www.env.go.jp/water/dojo/law/kaisei2009.html">https://www.env.go.jp/water/dojo/law/kaisei2009.html</a>)</p>
処分基準	<p>○土地の形質の変更の施行方法に関する基準（施行規則第53条）</p> <p>① 土壌溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壌が形質変更時要届出区域内の帯水層に接する場合にあつては、土地の形質の変更（施行管理方針の確認を受けた土地の形質の変更を除く。この条において同じ。）の施行方法が第40条第2項第1号の環境大臣が定める基準に適合すること。ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りでない。</p> <p>イ 第58条第5項第10号又は第11号に該当する区域内における土地の形質の変更である場合</p> <p>ロ 第58条第5項第12号に該当する区域内における土地の形質の変更であつて、その施行方法が環境大臣が定める基準に適合するものである場合</p> <p>② 前号に定めるもののほか、土地の形質の変更に当たり、基準不適合土壌、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の飛散等を防止するために必要な措置を講ずること。</p> <p>③ 形質変更時要届出区域の指定に係る土壌汚染状況調査と一の土壌汚染状況調査により指定された他の形質変更時要届出区域から搬出された汚染土壌を使用する場合にあつては、当該土壌の使用に伴い、人の健康に係る被害が生ずるおそれがないようにすること。</p> <p>④ 土地の形質の変更を行った後、法第7条第4項の技術的基準に適合する汚染の除去等の措置が講じられた場合と同等以上に人の健康に係る被害が生ずるおそれがないようにすること。</p>
ホームページ	<a href="https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000317461.html">https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000317461.html</a>
備考	形質変更時要届出区域に指定された際、既に着手されていた行為については、事前の届出は必要ありませんが、指定の日から14日以内に事後の届出を要します。